

「サポート資金【震災復興】」を創設しました！！

東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業を支援するため、国では別枠保証である「東日本大震災復興緊急保証制度」を創設することから、この保証制度に対応する県融資制度「サポート資金【震災復興】」（経済環境適応資金）を新設し、平成23年5月23日（月）から取り扱いを開始しています。

1. サポート資金【震災復興】（経済環境適応資金）の概要

融資対象者	詳細は裏面をご覧ください												
融資限度額	2億8,000万円												
資金用途 融資期間 （据置期間） 利率	<table border="0"> <tr> <td>設備・運転</td> <td>3年（原則6か月）</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td>設備・運転</td> <td>5年（原則6か月）</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>設備・運転</td> <td>7年（原則1年）</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>10年（原則1年）</td> <td>年1.5%</td> </tr> </table>	設備・運転	3年（原則6か月）	年1.1%	設備・運転	5年（原則6か月）	年1.3%	設備・運転	7年（原則1年）	年1.4%	設備	10年（原則1年）	年1.5%
設備・運転	3年（原則6か月）	年1.1%											
設備・運転	5年（原則6か月）	年1.3%											
設備・運転	7年（原則1年）	年1.4%											
設備	10年（原則1年）	年1.5%											
信用保証	東日本大震災復興緊急保証を利用＜別枠保証＞												
保証料率	0.72%（一律）												
担保	無担保保証限度額は原則8,000万円												
保証人	原則として、法人の代表者以外の連帯保証は不要												
責任共有制度	対象外（保証協会が100%リスクを負います）												
申込先	県融資制度取扱金融機関の県内各店舗												
問い合わせ先	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ TEL：052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談室 TEL：0120-454-754（信用保証について）												

2. 融資対象者

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第 1 項に規定する以下のいずれかの要件に該当することについて、住所地を管轄する市町村長の認定等を受けている方。

区 分	要件	認定等
特定被災区域 (注 1)	①地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者又は原発事故に係る警戒区域等(注 2)内に事業所を有する中小企業者	罹災証明書又は商業謄本等
	②震災の影響により業況が悪化しており、震災後 3 か月(注 3)の売上高等が前年同期比▲10%以上減少している中小企業者	市区町村長の認定
特定被災区域以外	③特定被災地域内の事業者との取引により、震災後 3 か月(注 3)の売上高等が前年同期比▲10%以上減少している中小企業者	市区町村長の認定 (+理由書)
	④震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響により、震災後 3 か月(注 3)の売上高等が前年同期比▲15%以上減少している中小企業者	市区町村長の認定 (+理由書)

(注 1) 特定被災区域(政令指定): 災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。

(注 2) 警戒区域等: 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

(注 3) 震災後 3 か月の売上高等は、3 か月の実績集計前の場合、1 か月の実績+2 か月見込を含む 3 か月でも可。

3. 実施期間

平成 23 年 5 月 23 日(月)から平成 24 年 3 月 31 日(土)〈貸付実行〉まで